

愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

1 日時

平成29年6月30日（火）午後1時30分から午後2時40分まで

2 場所

愛知県自治センター5階 研修室

3 出席者

(1) 構成員及び専門委員

青木委員、井上委員、片山委員、田代委員、二宮委員、安田委員、水野専門委員

(2) 事務局

環境部：戸澤資源循環推進監、加藤資源循環推進課長、武田主幹、石黒課長補佐、中根主任主査、峯田主査、加納主任、浅井技師

尾張県民事務所知多県民センター環境保全課：湯山主査

環境活動推進課：後藤主査

港湾課：山口主任

(3) 申請者

中部電力株式会社：石上氏他

4 傍聴者

3名

5 議事録

別添のとおり

愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

【議事】

中部電力株式会社の産業廃棄物処理施設設置許可申請について

○ 申請の内容説明

事務局から、資料2（前回の審査会議（平成29年5月9日）等における指摘事項に対する申請者の回答）、資料3（関係市町村長意見に対する申請者の見解）及び資料4（利害関係者を有する者からの生活環境の保全上の見地からの意見に対する申請者の見解）に基づき、説明した。

○ 質疑応答

（委員）

資料2の1番に関して、公有水面埋立法上、10年で計画したとのことだが、埋立の期間を延長するというのは、裁量の中に入っているのか。予定どおりの埋立期間で終わらなければならないものなのか、あるいはもう少し延長してもよいものなのか。認定された後は、事業者が適宜判断すればよいことになっているのか。

（事業者）

まず、計画の段階では10年としている。もし10年で埋まらない場合には、公有水面埋立法に基づき延伸を申請し、それで認められれば延長することとなる。なお、碧南火力発電所に併設している処分場については、平成3年から埋立を開始しているが、2回延伸を認めていただき、現在も、埋立を行っている。

（委員）

回答の最初の段落にあるように「石炭灰の有効利用に最大限取り組む」ということは、埋め立てる量が少なくなるということになるが、廃棄物の埋立の観点で言えば、その方がよい。もう一つできる武豊火力は、全量を有価物として売却又は有効利用するという事なので、有価物として売却できるものは売却する等、埋立を減らす努力をし、期限を延ばす方向にしていただければと思う。

（委員）

資料2の8番に関して、県の総量削減計画では、生活系からの発生負荷量は減らないことになっているはずだが、ここでは減ることとなっている。同じ愛知県が出しているデータに基づいて、一方は減る、一方は減らないとなっているが、その矛盾は県としては無いのか。

（事務局）

将来推計するに当たって、総量削減計画の策定の際、全県域污水適正処理構想は考慮に入れていると聞いている。別添2で、事業系の指定地域内事業場とその他系については、総量削減計画が使われている。総量削減計画では、これらはほとんど減らないという結果が得られている。一方、その他の全県域污水適正処理構想を用

いている部分については、総量削減計画を策定する際に参考にはしているが、中部電力が推計するに当たってのデータの使い方は、水地盤環境課とは違うのではないか。中部電力としては、資料2の回答の8番にあるように、単純に目標年に対して減っていくというデータの使い方をしていて、水地盤環境課は違う使い方をしていて聞いており、そのため将来の推計にずれが生じているのではないかと思われる。

(委員)

事業者が出したものを県が判断することになるが、そこで県が、間違った使い方、あるいは違う解釈をしているのを認めるとなると、どちらが正しいのかということになる。結果には、ある一なしの差分なので影響はしないが、この報告書の中で将来のCODの濃度等が現況に比べてかなり改善していると、これは喜ばしいことなので、このようになってもらいたいと思うが、これを認めるなら総量規制もそれだけ削減できることになるし、なぜそうしなかったのかという矛盾点があることになる。これが出てきて県が認めるということは良いのか。

(事務局)

生活環境影響調査は、事業者としては入手可能な資料で推計を行うこととされているため、その中で県の方法と異なっているのは、差し支えないと考えている。

(座長)

使い方が違うのではなくて、解釈の仕方が正しくないという話ではないのか。事務局として、そういうスタンスで構わないのかということを知っているのではないか。

(事務局)

この申請に添付していただく生活環境影響調査としては、それで止むを得ないと考えている。

(委員)

事業者がその場で入手可能なデータを用いて推計を行うことは、それで良いが、入手可能なデータの使用方法に誤りがあった場合に、その誤りの部分は認めるのか。誤って使ってもそれは問題ないとして認めるのか。誤っていない使い方をしてるのであれば、これが正しいので、そうすると県が出している総量規制と矛盾が生じるのではないか。

誤って使われていても、結果にはあまり影響が出ないので、それは認めるということも判断としてはあると思う。

(座長)

施設の設置申請としての審査であり、水政策を議論する場ではないので、色々な資料を色々な使い方をする場面は出てくるだろうと思う。我々としては他の文書で示している考え方と違う話で出ているけれども、特にそれは問題ないということを確認する必要があると思う。

(事務局)

結果論かもしれないが、環境基準点でのバックグラウンド濃度の将来推計は、現

況より若干改善する結果となっている。申請書の 8-313 ページの下の表を見ると、現況の計算結果と将来の予測結果が示されているが、確かに若干将来の方が良くなっているが、結果として環境基準への適合状況は、現況も将来も変わっていない。また、施設ありーなしの差分で評価しているのので、結果的にはそれがゼロになるということで、今回ここで行われている将来推計は、若干やり方に違いがあったかもしれないが、評価の結果には影響を与えていないと考えている。

(委員)

資料2の12番について、今回、武豊火力リプレース工事の浚渫範囲をお示しいただいたが、気になるのは、奥側にかなり広い浚渫範囲があるが、どのくらい護岸と離れているのか。縮尺を見る限りでは70～80mくらい離れているように思うが、この浚渫が、護岸の設計上、あまり近いと滑りが生じるので、安定計算や設計計算で考慮されていたのかどうか知りたい。あと、護岸を作っていくプロセスと浚渫の時期が、どう進んでいくのかということもあるので、このあたりが護岸の計算で考慮されているのであれば問題ないが、断面を見ると、東護岸は外側に押さえ盛土がされていたので、何か考えられているとは思いますが、そういう記述がないので、そのあたりの考え方を聞きたい。

あと、浚渫の範囲が、大きな広いものの他に、1か所かなり護岸に隣接した場所もあるので、ここは護岸の直下というか近接した場所を掘っているのか知りたい。

(事業者)

申請書の1-(4)-1-2ページの東護岸の護岸標準構造図で、一番広い範囲の浚渫の影響をどのように考えているかについて回答する。この図で言うと左が海側、右が埋立側となる。浚渫の位置は、ケーソンの左端に埋立法線が描いてあるが、ここから約60m離れたところに泊地が来ることになる。泊地については、現在の計画では、水深-12mを予定しており、護岸の現状の水深は、図面の左下に描いてあるように-11.1mである。つまり、泊地としては60m先で90cm深く掘り下げるイメージとなる。そこから泊地として最低限12m確保する必要があるのので、余掘や法面を考慮すると、約20m先に法面の先が出てくることになる。ただ水深としては1m弱の深さしかない泊地ができる形になる。護岸の計算上は、約20m離れているということで、水深もほとんど変化がないと判断しているのので、特に考慮はしていない。

また、押さえ盛土の滑りについても、押さえ盛土自体が強固な深層混合処理地盤の上にあるので、滑りに対して影響を与えるような浚渫はないと判断している。

もう一つの質問で、護岸際の浚渫というのは、どの辺りのことか。

(委員)

東護岸と南護岸のクロスする辺りである。

(事業者)

一番近い処分場の護岸が南護岸となるが、ここに対しては同じようなイメージで、ケーソン自体は深層混合処理した地盤の上にあるので、滑り等が影響するような位置にはなく、安定計算上も影響するものではないと判断している。既設の護岸という話になると、武豊火力発電所のリプレース関係の工事になるので、武豊火力発電

所の護岸としての影響については、今は把握していない。

浚渫の時期は、一番大きな浚渫の部分と東護岸の構築の関係は、深層混合処理は浚渫と並行して行われるが、ケーソンの設置や完成は、浚渫が行われた後になる。

(委員)

資料4で聞かれている利害関係を有する方の意見について、回答としてはこれで良いと思うが、情報を処分場の方と共有する形になっているかどうか確認したい。

石炭の方は火力発電所で調べられており、そこまで遡れば大丈夫ということが分かるから問題ないという説明で良いと思うが、碧南側だけではなく、埋め立てる側でも情報として共有しておいてほしい。

(事業者)

同じ事業者なので当然、共有する。

(委員)

右手がやっていることを左手が知らないということが無いようにしてほしい。

(事業者)

承知した。

(委員)

資料2の大気質の5番と6番の件だが、武豊火力発電所ができた時の発電所からの排ガスと今回の石炭灰運搬船との間で、例えば相互作用など影響が検討されていて、お互い影響がないから個々で考えれば良いということなのか。武豊火力ができた段階で運搬船は運用しているはずだが、検討はされているのか。相互にプラスの関係になることはないとの理解でよいか。

(事務局)

今回の処分場の生活環境影響調査としては、処分場単独としての影響を見ているので、この件に関しては単独での影響を考えることになる。武豊火力のリプレースに関しては、事業者から回答させていただく。

(事業者)

埋立と武豊火力の建設に関して、武豊火力の建設中と処分場の護岸設置工事中については、武豊火力発電所リプレース計画の環境影響評価において複合予測している。今の御指摘は、武豊火力の運用時についてのことか。

(委員)

運用時に石炭灰運搬船も同時に運用されていると思うが、その時、大気質のこのシミュレーションの結果で良いのか、運用時の武豊火力の影響とこれが、何らかの形でプラスに相互作用することがあるかどうかである。

(事業者)

結論から言うと、武豊火力の煙突から出る排ガスと、この埋立中における石炭灰運搬船の排ガスの複合予測はしていない。ただ、発電所から出る排ガスは、石炭灰運搬船から出る量に比べてかなり大きいため、石炭灰運搬船の排ガスの影響はかなり小さいものになると認識している。

(座長)

つまり、火力発電の煙の影響は既に評価されており、かなりの量だが問題ないと、そこへ運搬船の煙が入ってきても、ものすごく大きい量が既に評価されていて問題ないという中に、その煙の量は吸収されてしまうという理解で良いのか。要は、健康被害があるかどうかのようなことは、生活している人達にとっては、総量が問題になるので、総量として問題がないということ、どのように担保するかということである。

(事務局)

事業者から、次回、資料を用意させていただくこととする。

(委員)

多分、全体の総量で議論していただいても良いと思うが、煙突の方の量に比べて運搬船の方の量が少ないので、運搬船の量を煙突の方に足していただければ良いかもしれない。ただ、気になったのは、そのために結果として運搬船のシミュレーションの時に、煙突の方の影響の風の流れを受けて何らかの形でコンター図が変わるかとも思ったが、その辺りのことがないと言えれば良いと思う。

(座長)

今のことも踏まえて、お願いします。

(委員)

資料2の10番の水質に関する事で、セレンのデータはあるがホウ素のデータがないということだが、排水の基準値として、ホウ素を入れた理由は、出てくるゴミがこういう成分だからこれを入れたというような基準があつてのことか。

(事業者)

環境基本法第16条の公共用水域の水質汚濁に関する環境基準の人の健康の保護に関する項目において、海域にホウ素の環境基準が適用されていないため、項目に入っていない。

(事務局)

補足だが、海水中に元々4~5mg/Lくらいホウ素が入っており、海域については、ホウ素の基準が定められていない。ただ排水基準としては、申請者の回答にあるように230mg/Lが定められており、質問と回答に齟齬があつたかもしれないが、海域には環境としての基準はないが、排水基準としてはあるので、申請者としては、排水基準の230mg/Lに対して排水は13~24mg/Lという回答になっている。

(座長)

意見も尽きたようなので、議事についてはこれで終了とする。先ほど、次回というような話はあつたが、そこを回答いただくことを前提として、審査会議の報告の案を事務局の方で作成し、その両方を次回に説明いただくという段取りでよいか。

(各委員の賛同)

(座長)

では、本日出された御意見、御質問で回答が必要なものについては、申請者及び事務局の方で回答を整理していただくようお願いする。

【その他】

事務局から次回の審査会議の予定について事務連絡

- ・ 座長の指示の内容について整理し、次回説明する。
- ・ 8月29日（火）9時30分から、自治センター5階研修室（会議後、4階大会議室に変更）において、中部電力株式会社の3回目の審査会議を開催する予定。出席依頼については、別途送付する。